

中国の大学における経済法教育に関する研究

– Research on Economic Law Education at the University of the Chinese –

高 重迎

中国・河南財經政法大学

(2011 年 3 月 15 日 受理)

はじめに

経済学・政治学の知識と方法は、すでに経済法学に浸透しており、経済法学には欠かせないものになっている。こうした背景の下で、教員は、これら知識を習得するとともに、教育の方法・手段の改善を図り、経済学や政治学の基礎課程の授業を増加する必要がある。とりわけ、教育方法の改革および経済法の授業に法学・経済学・政治学の知識を取り入れ、教育の質を高めることが緊急の課題となっている。

一 経済法学科の発展現状と本学科の性質

経済法の捉え方は、各種の見解によって異なっているが、国民経済的立場からは、概ね、国家が市場経済へ積極的に介入したり、個別的な経済過程を規制するための法律の総称と理解されている¹。また、『日本大百科全書』によると、経済法は、国民経済の安定と発展を図るために、国家が国民経済に干渉することを目的とした法律の総称であり、実際に「経済法」という名称の法律が存在するわけではない。経済法は講学上の呼称であり、実質的

に経済法を代表する「市場規制法」、あるいは「競争法」、「独占禁止法」を言い換えて用いられることが多い、とくに書名や大学等の講義名の場合にはその傾向が強い²。

経済法は、一般の人にはあまりなじみのない法分野である。憲法、民法、刑法などの基本的な法分野は、近代市民法の形成以来の長い歴史を持っているが、経済法は、労働法や社会保障法などと同様に、第 1 次世界大戦頃から現れた新しい分野で、現代経済に特有の法現象である。

市場の取引行為については、私的自治の原則³が妥当するのが古典的な自由主義経済における考え方であるが、市場経済体制が高度化したことにより、国民経済全体の立場から国家による市場介入が必要であるとされ、各種の経済規制立法がされるようになった。経済法も、商法と同様に、企業を対象とするものであるが、商法は、企業の営利性の面から、企業の権利関係に関する法規範であり、普通、私法の一部として理解される（民法の特別法）のに対し、経済法は、公共性の面からの規制に関する法規範であり、私法と公法を包括するものとして理解される点に差異がある。

日本や欧米では、経済法の対象となる法律の範囲については、経済法の概念に関する見

解の相違があるため見解は分かれるものの、一般的に、「独占禁止法」を経済法の中心として把握し、その他の経済規制立法をも含めて理解することが多い。「独占禁止法」や、消費者保護のための各種の規制法などによって、取引、競争の自由と公正さを確保することが必要になるのである。経済法は、「独占禁止法」を中心とし、その他の各種の個別の規制に関する諸法を含んだ法領域であり、これを対象とする経済法学はきわめて現代的な課題を扱う学問だと言える。

中国では、1978年から改革開放政策が実施され「経済法」という概念も初めて使われるようになった。それ以来、経済法の法的整備に伴い「経済法」という学問は、大きな発展を遂げた。例えば、大学における「経済法」という講座が一番早く設置されたのは北京大学法律学部であったが、その後、1998年までの20年間で、中国全土で110大学の学部で「経済法」の講座が設置されている。さらに、大学院の修士課程と博士課程においても「経済法」の講座が設置されるようになった。

中国における「経済法」という概念には、「経済法概論」、「企業法」、「会社法」、「競争法」、「消費者法」、「製品責任法」、「税法」、「金融法」、「会計法」、「国有資産法」、「社会保障法」、「外国経済法」、「計画法」、「独占禁止法」、「反不正当競争法」等が入る。すなわち、中国の「経済法」という概念は、日本や欧米における「経済法」の概念よりもかなり広く、中国特有のものである。

高度成長期にある現在の中国は、様々な社会的な歪みや構造的な問題が起きつつある。大学生の多くは、政治のみならず、企業風土ないし企业文化に対しても問題意識を持っている。すなわち、公害問題が明らかになりつつあり、また、企業間の取引においても、「下請いじめ」と呼ばれるような経済力の濫用が平気で行われるようになり、さらに、会社の内部においても、社員を会社が支配するような企業風土になってきていることに対し、学生達が問題意識を持つようになっている。現

行の商法や労働法に基づく会社制度は、株主の意見を反映させる制度や、不正行為を防止する数多くのチェック機能が用意され、労働者の権利も確保される建前になっているが、実際にそのとおりになっているかが課題である。

経済学が教えるように、自由競争が有効に機能すれば、企業努力と革新的な工夫に優れた企業が競争の中で正当に評価され、また、優れた安い商品を選択する消費者の評価が決定的だという意味で、「消費者主権」が自動的に実現されるはずである。このように、会社制度や市場経済の仕組みは、個々の株主、労働者、消費者に対し、一定の権利を保障し、様々な利害対立を議論や競争の中で活かしていこうという自由、民主的な市場経済の性格を持っている⁴。経済法は、このような企業社会の仕組みを国家の実態とのかかわりの中で実定法化し、前述のような様々な病理的現象に対応する法であるから、「経済法」は、個々の不公正な取引などの実態認識を通じて、市場経済体制の理念を根底から問い合わせなおす学問といえる。

二 経済学、政治学からみる経済法学の意義と特質

(一) 経済学の観点から

経済法の立法や法執行は、1890年のシャーマン法から今日まで100年以上の歴史を経ているが、その間、経済法の内容は大きく変化している。例えば、ハーヴィード学派とシカゴ学派の経済学者間の競争理論に関する論争は、経済法の立法と法執行などに著しい影響をもたらし、経済法学の発展を促進させた。

市場経済システムは「自由」を前提にするが、「自由」は他者の自由との衝突を招くので、経済法がなくては「自由」が保障できない。したがって、市場経済システムと経済法は不可分である。もっとも、安定した市場経済システムは経済法を前提とするものの、それだ

けでは十分でなく、法と倫理の両方があつてはじめて機能する。取引は契約の履行を目的とするが、契約を履行しようとする誠実さや信頼がないと、その目的は達成できない。

市場経済においても、私的な計算で人々が活動するという非常に強い誘因があるため、「公共の利益」に対しての意識が非常に薄くなりがちである。しかし、自由と秩序を求めていくためには、デモクラシーをエコノミズムから救う方法を模索しなければならず、文化、儒教、道徳といった中国固有のものを踏まえて、経済法学と経済学とともにこの困難な局面に立ち向かう必要がある。

法は、理念と目的に基づき作られるが、実際に施行したときに、社会的にどのようなことが起こるかはやってみないと分からない。これに対し、経済学では、ある法律のもとで合理的に行動する人々は、法を修正するということを研究するので、最終的な効果がどうなるかとのことを読むのが得意である⁵。しかし、経済学はいわゆる功利主義的な論理を構成するので、その論理の中には「善」、「悪」はない、という限界があるが、それを補うものが経済法学の理念である。

経済学的な観念は、実は既存の法学的観念でも解釈可能であり、本質的に類似したことと言っていることが多い。例えば、社会全体にもたらす利益を増幅するための分業システムという観念は、個人や個性を尊重することにより社会全体の正義や福祉をも増加するという経済法学的な観念と類似する。経済学と経済法学の接点を見出し、お互いに学んでいくことが、人間社会のシステムを総括的に学んでいくために必要である。

(二) 政治学の観点から

法学も政治学も、表面的には理想を追うものに見えるが、実際には、汚いもの、嫌なものが現実に存在することを正面から認め、これに対処するためにどうすればよいのかということを扱う学問である。

経済法学には、作られたルールの中でブ

レーをするという側面があり、例えば、政治プロセスの中にどのような意味で「公正さ」という作られたルールを取り込むのか、ということを論じることも可能である。これに対し、政治は、いつ何が起こるか分からない、ルールがないのがルールであるという部分があり、制度化に限界があるが、逆にいうと、そこにこそ政治学の真髄がある。

経済法と政治をとらえる共通の基本概念を打ち立てられるかは今後の課題である。例えば、「共存」という概念は、法の側面から見れば、正義に叶った共存でなくてはならないのに対し、政治の側面から見れば、共存のための共存であっても、生存するためには仕方ないということも受容される⁶。

(三) 経済教育、政治教育との対比における経済法教育の在り方

近現代における自由の重要性と限界を知る必要がある。自由は獲得するには非常に困難なものであるが、失うのは徐々に知らぬ間に失ってしまうという可能性があり、これを理解しなければならない。

教科書では、政治、経済、法律が別々に取り扱われており、実際に社会で起きている事象を経済的に分析し、法律的に記述しようという議論をしていても、教科書の順序で教えていくと全然違う話になってしまったことがある。

法学、政治学および経済学は、いずれも社会の根幹を異なる観点から研究するものであるが、学問的にはほとんど交叉していなかった。大学教育は、法、政治および経済を、学問の根幹を越えて、できるだけ簡略化して教えるものであるから、学際的な協力、交流の場として、新たな学問を拓くものでなくてはならない。

1 経済教育の観点から

自由や人権を尊重するためには、民主主義が望ましいことが歴史的に様々な挫折を経て経験的に立証してきた。同様に、以前は、資本主義市場経済が社会主义計画経済に優る

かどうかは判らなかったものの、結局、市場経済が優ることを歴史は証明している。しかし、市場経済システムにも欠陥があり、理想的なシステムとして機能しているわけではない。それでも、これらのシステムが守られるべきであるという認識は、歴史を正確に理解すること抜きには得られない⁷。その意味で、経済法教育も経済学教育も歴史教育との連携を図っていく必要がある。

経済学教育、経済法教育のいずれにおいても、正解がない問題に対して、どのようにして自分なりの結論を見つけ出し、その結論をいかにして実現するかという能力を養うことが重要である。その意味で、経済法教育は、正解のない問題に対して、ある一つの答えを出すときに到達するプロセスにおいて、どのような知性を働かせていくかという教育であり、今後の法や経済など社会科学的な教育にとって示唆に富んでいる。

2 政治教育の観点から

政治教育は、憲法をはじめ基本的な法・制度を知識として勉強させるものである。政治は、国民主権のもと、憲法や法制度の変更の可能性も含んでいるということを理解させるべきである。法教育と政治教育は、互いに緊密に連携をとりつつ、新しい教育の在り方を考えていかなければならない。

今までの教育は、法律についても政治についても、これらの持つ理想の側面から美しいものを教えるというものであったが、それゆえに嫌なことについては考えたくないという形で思考を停止させていた。嫌だと思っても、なくてはならぬものの存在を肯定し、それをなくす場合にその後どうすればいいのかということを議論できるような教育をしていく必要がある⁸。

これまでの教育は、共存は口で言うほど簡単ではない、よく話し合えばみんな分かり合えるという話でまとめようとしてこなかった。このように対立の少ない社会イメージを前提とすると、何のために法律や政治が必要であるか、なぜこれらが大切なかということ

への思考の展開が困難になる。

法教育と政治教育の融合という観点からは、政策形成の過程の問題において政治的なものと法的なものを組み合わせるために、どのようなルールを作るかだけではなく、そこで色々な人たち、色々な集団、その他が参加してくるプロセスがあるということを排除できないような形でルールは作られ、維持されるということを教えることが重要である。

三 経済法学科における課程内容の設計

前述したように、経済法課程は、総合的な能力を具備することが必要である。河南財経政法大学法学院は、「経済法」の授業を学部3年生後期に置いている⁹。本学経済法研究室の課程設計を例として、経済法課程教育の重点を述べると、おおむね、以下三つの内容に集約できる。

第一 経済法の基礎理論

経済法の概念、経済法の成立と発展の歴史、経済法の調整対象と範囲、経済法の基本原則、経済法の価値と理念および経済法の実施等が含まれている。

第二 市場規制法律制度

競争法（独占禁止法、反不正当競争法）、産業規制法、消費者権益の保護法および製品責任法等が含まれている。

第三 マクロ調整法律制度

価格法、金融法、財政法、税法、計画法および産業政策法等が含まれている。

以上の内容は、北京大学法学院の張守文教授の「経済法」の課程設計に依拠している¹⁰。他の大学は、その使う教材の違いにより経済法の内容が違ってくるのは当然であるが、本校は、財経系大学に属するという性質から、このような内容が適當だと考え採用した。上記の課程設計は、経済法の内容をはっきり三つに区分するものであり、これによって過去の大雑把な経済法に対する理解が明確に整理され、学生にとっては、勉強がし易くなった。なお、本学では、経済法を学習する前に、経

済学と政治学の知識、例えば、経済学のマクロ経済学、ミクロ経済学、新制度経済学、ゲーム理論および政治学の政治経済学、政府と市場、政府と企業に関する理論などを具備することを要求している。

四 経済法教育における学生能力の考察

本学では、経済法学科の学生に対し、その能力を考察するために、以下の対策を講じている¹¹⁾。

(一) 基礎知識の把握

学生は、経済法に関する基本的な知識として、法の全体像を把握し、主要な実定法のルールおよび概念について、その意味を理解し、具体例をあげて定義で説明できる。

1 先行学習の核心課程

法学入門、憲法、民法、刑法、商法、訴訟法（民事・刑事）、行政法、労働法、知的財産権法、環境法、国際関係法（公法・私法）などがある。

2 到達度の要求

①法の全体像の下で、個々の法とそれらの相互関係を体系的に位置づけて理解しているか。②主要な実定法について、それを構成する法ルールおよび法律概念を相互に関係づけて理解しているか。③幾つかの法領域について、その内容を体系的かつ具体的に把握しているか。

3 具体的な測定方法

①は、法の体系図、構造図等を書かせることにより確認する。②は、法ルールや法律概念の基本的内容を定義および具体例で示させた上、相互比較されることにより確認する。

(二) 法的問題の解決能力

法的問題を解決する能力として、事例問題の事実の概要を客観的に把握し、解決の根拠となる法ルールを発見し、それを適用して、妥当な法的解決を見いだし、その理由を説明できることが必要である。

1 課程設計

上述の核心課程に加えて、法情報調査（リーガル・リサーチ）、法文書作成（リーガル・ライティング）、法的方法（リーガル・メソッド）、事例演習（公法、民事法、刑事法）、模擬裁判などがある。

2 到達度の確認

①法的に解決すべき事例問題を分析し、事実の概要を整理して示すことができるか。②法律、判例、学説等を調査して、各当事者の請求の根拠となる法ルールを見つけることができるか。③法ルールを事実関係に適用し、法の解釈を行い、妥当な結論を導き出すことができるか。

3 測定方法の実施

①～③は、典型的な事例問題について、教科書、参考書、判例等を参照して解決案を提示させて確認する。また、現実の事例問題については、教員のアドバイスの下、学生同士の議論を通じて、または単独で解決案を提示させて確認する。

(三) 法的知識の活用能力

法の基礎にある原理を理解して、広い視野から、法を分析的に見ることができる。また、法的知識を活用して、紛争の予防および生活や社会の発展のためのプランを立案して説明することができる。

1 具体的な課程設計

法哲学、法社会学、比較法、外国法、法史学、法情報学、行政学、政治学、法と経済学、立法学、法律案作成演習、公共政策など。

2 到達度の確認

①基礎法・法学関連科目のいずれか一科目以上の基礎知識を身に付けている。②具体的な問題について、①の知識を応用して分析的に考察し、意見を述べることができる。③個人、家庭または地域社会ならびに企業、団体または政府機関等において起こりうる法的紛争を回避するためのプランを立案して説明することができる。④生活や社会をさらに発展させるために法律知識を活用した計画案を作成できる。

3 具体的な測定方法

①と②は、学生が興味を持っているテーマについて、レポートまたは論文等を提出させ、学んだ知識を生かして法の原理を踏まえた分析的な考察がなされているかどうかで確認する。③は、事例を示して、起こりうる紛争を予測させ、それを回避または最小化する施策を提示させることで確認する。④は、発展目標を提示させ、法的手段を用いたその実現策を提案し、理由を説明させることで確認する。

(四) 関心テーマ

多くの産業を保護し規制している今の産業規制的状況を変える必要があるとして、規制緩和が強く主張されている。政治や行政による規制ではなく、各経済主体の自由と競争原理を基本とする経済システムに変えることで、より開放的でダイナミックな社会を作ることが展望されるのである¹²。

しかし他方で、公正な競争を確保するための各産業の特性をふまえた微妙な仕掛けがないと、市場の混乱を生むおそれがあり、例えば、証券法の強化によって、インサイダー取引を規制するという制度改正が必要になる。また、電話や電力など、まだ独占的要素が強い分野では、独占力の濫用を防止し、競争を促進するための制度的工夫が様々に凝らされようとしている。さらに、前述の例を挙げたように、消費者取引の場合には、企業の自由に委ねると、かえて消費者の利益を害する危険が生じるなど¹³。

(五) 学び方

経済法学は、現実の経済でなされている取引、競争の実態を、実質的な意味での「自由」と「公正」という観点から検証しようとする学問であるから、まず、取引、競争の実態を的確に知ることが大事である。したがって、概説書や教科書より、新聞や雑誌などに親しむことは重要である。

五 経済法の教育方法

経済法は、高度な実践性がある学問である。その教育任務は、主に課程授業活動により完成する。授業活動の効果は、主として教育方法に左右されている。したがって、経済法の教育方法は、経済法教育にとって非常に重要な役割を果たしている。

(一) 教員の授業時間を短縮し、学生の議論時間を増やす

経済法の範囲が広く、知識内容が膨大という特徴に照らして、教員は、その内容をいちいち解釈することができないから、学生たちにその知識点を指摘し、学生たちに議論時間を与えたうえで、十分に知識点を理解するという方法が有効的である。こういう方法は、学生が授業に参加しやすくなり、学習の積極性を高めることもできる。

(二) 判例を中心に教育内容を理解させる

概念、理論知識を解釈するとき、事件、判例および現実中の出来事を持ち出して、学生にとっては、非常に理解しやすい¹⁴。当然、選ばれた事件、判例は、その概念、理論と緊密に関係があることは言うまでもなく、代表性、説得力がある事件、判例も重要である。教員は、事件、判例の解釈を通じて、その教育の目的を達成し、学生たちも授業内容を把握することができる。

(三) 理論と実践を相互に結合し、現実問題を解決する能力を養う

如何に経済法理論および研究成果と現実中の法律実施の現状を結合するかは、現在の経済法教育中の重要課題である。そのため、わが経済法研究室では、学生たちに現実の経済現象と社会現象を注目することにより、経済法の視点から社会中の経済、社会事件を思考、解読することを要求している。そうすると、学生たちの視野が広げられ、知識も把握でき、効果的な授業ともいえる。

おわりに

現在、中国の多くの大学は、「経済法」課程を設置している。総合型大学はもちろん、専門の大学では、例えば、財経類、管理類、工程類の大学が経済法教育を日増しに重要視している。前述したとおり、経済法は、幅広い分野なので、経済法の研究と学習は、経済学、政治学などの知識が不可欠である。経済法教育中に、その学生のいろな能力が必要である。したがって、学生の基礎能力、適当な教育方法および合理的な課程設計は経済法教育の基本である。

注釈

- 1 中国では、多くの経済法学者が経済法という概念について、各種の解説をしていた。例えば、清华大学の王保樹教授は、経済法とは、経済活動における政府、政府管理機関および経済組織、国民個人の間での社会公共性がある経済管理関係を調整する法律の総称であるとして、経済法の「社会公共性」という特質に注目している。北京大学の張守文教授は、経済法とは、経済活動中の規制関係とマクロコントロール関係を調整する法律の総称であるとして、経済法は市場規制法とマクロ調整法を含むと主張している。また、中南大学の漆多俊教授および西南政法大学の李昌麒教授は、これらとは違う経済法の概念を定義している。
- 2 詳細参考『日本大百科全書』(小学館)、金津謙執筆部分。
- 3 私法上の法律関係については、個人が自由意思に基づき自律的に形成することができるという原則。この原則のコロラリーとして、法律行為自由の原則や過失責任の原則が導かれる。
- 4 舟田正之：「舟田の経済法ルーム」の「経済法のいろは」を参考。
アドレス：<http://www.pluto.dti.ne.jp/~funada/index.html>
- 5 日本法教育推進協議会：「法教育推進協議会で出された主な意見（その2）」。
アドレス：<http://www.moj.go.jp/content/000004440.pdf>
- 6 前掲注5を参照されたい。
- 7 前掲注5を参照。
- 8 前掲注5を参照。
- 9 河南財経政法大学教務課：『河南財経政法大学学生教育方案』、2009年、246－253頁。
- 10 張守文：『経済法学』(2008年)、北京大学出版社、2008年8月第4版。
- 11 『法律学教育における学士力の考察』を参考されたい。
アドレス：<http://www.juce.jp/gakushiryoku2009/pdf/07-houritsu.pdf>
- 12 前掲注11を参照されたい。
- 13 前掲注11を参考されたい。
- 14 この結論は、河南財経政法大学法学院の学生による著者本人の授業に対する評価結果によるものである。